

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十六号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「公有財産の」を「公有財産及び物品の」に改め、「インターネット公有財産売却システム」を「インターネット公有財産等売却システム」に改める。

第二十条中「インターネット公有財産売却システム」を「インターネット公有財産等売却システム」に改める。

附則第三項の見出し中「県有財産処分」を「公有財産及び物品処分」に改め、同項中「県有財産の処分」を「公有財産及び物品の処分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。